（クロスボウ射撃指導員の基準）

第四十二条の二　法第九条の三の二第一項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　二十歳以上の者であること。

二　クロスボウに関する法令を遵守し、クロスボウ射撃指導員として相当な人格識見を有する者であること。

三　法第四条第一項第一号又は第五号の三の規定による許可を受けて、クロスボウを二年以上継続して所持している者であること。

四　クロスボウの所持に関する法令及びクロスボウの使用、保管等の取扱いについて、相当な知識を有する者であること。

五　クロスボウの操作及び射撃について、相当に習熟している者であること。

（射撃指導員の指定の申請の手続）

第四十三条　法第九条の三第一項の規定による猟銃等射撃指導員の指定又は法第九条の三の二第一項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定を受けようとする者は、別記様式第四十一号の射撃指導員指定申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、第四十二条第一項第一号括弧書の規定による推薦を受けた者は、同条第二項において準用する第十二条第一項前段の規定により交付を受けた推薦書を添えなければならない。

（射撃指導員の指定）

第四十四条　法第九条の三第一項の規定による猟銃等射撃指導員の指定又は法第九条の三の二第一項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定は、別記様式第四十二号の射撃指導員指定書を交付して行うものとする。

（射撃指導員の指定の解除）

第四十五条　法第九条の三第二項の規定による猟銃等射撃指導員の指定の解除又は法第九条の三の二第二項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定の解除は、別記様式第四十三号の射撃指導員指定解除通知書を交付して行うものとする。

（射撃指導員の氏名等の変更の届出）

第四十六条　猟銃等射撃指導員又はクロスボウ射撃指導員は、第四十三条の射撃指導員指定申請書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第四十四号の射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書に当該射撃指導員指定書及び住民票の写しを添えて、速やかにその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

2　猟銃等射撃指導員又はクロスボウ射撃指導員は、第四十四条の射撃指導員指定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した都道府県公安委員会にその再交付を申請することができる。

（年少射撃資格認定申請書の添付書類等）

第七十六条　法第九条の十三第一項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるとおりとする。

［一～三　略］

四　申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の同意書

2　法第九条の十三第一項の規定により年少射撃資格の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。

一　第八十一条に規定する年少射撃資格講習修了証明書

［条を加える。］

（射撃指導員の指定の申請の手続）

第四十三条　法第九条の三第一項の規定による射撃指導員の指定を受けようとする者は、別記様式第四十一号の射撃指導員指定申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、前条第一項第一号括弧書の規定による推薦を受けた者は、前条第二項において準用する第十二条第一項前段の規定により交付を受けた推薦書を添えなければならない。

（射撃指導員の指定）

第四十四条　法第九条の三第一項の規定による射撃指導員の指定は、別記様式第四十二号の射撃指導員指定書を交付して行うものとする。

（射撃指導員の指定の解除）

第四十五条　法第九条の三第二項の規定による射撃指導員の指定の解除は、別記様式第四十三号の射撃指導員指定解除通知書を交付して行うものとする。

（射撃指導員の氏名等の変更の届出）

第四十六条　射撃指導員は、第四十三条の射撃指導員指定申請書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第四十四号の射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書に当該射撃指導員指定書及び住民票の写しを添えて、速やかにその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

2　射撃指導員は、第四十四条の射撃指導員指定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した都道府県公安委員会にその再交付を申請することができる。

（年少射撃資格認定申請書の添付書類等）

第七十六条　［同上］

［一～三　同上］

四　申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の同意書

2　［同上］

一　第八十一条に掲げる年少射撃資格講習修了証明書